

## 平成24年第1回紀の川市議会定例会 第6日

平成24年 3月23日（金曜日） 開 議 午前 9時27分

閉 会 午後 0時15分

### ◎議事日程（第6号）

- |      |         |   |
|------|---------|---|
| 日程第1 | 議案第 82号 | 工事請負契約の締結について（粉河中学校移転改築工事）                            |
| 日程第2 | 議案第 55号 | 平成24年度紀の川市一般会計予算について                                  |
| 日程第3 | 議案第 25号 | 紀の川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について                     |
|      | 議案第 26号 | 紀の川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について             |
|      | 議案第 27号 | 紀の川市税条例の一部改正について                                      |
|      | 議案第 28号 | 紀の川市消防団条例の一部改正について                                    |
|      | 議案第 29号 | 紀の川市消防委員会条例の一部改正について                                  |
|      | 議案第 39号 | 紀の川市コミュニティ施設条例の一部改正について                               |
|      | 議案第 40号 | 紀の川市公民館条例の一部改正について                                    |
|      | 議案第 57号 | 平成24年度紀の川市土地取得事業特別会計予算について                            |
| 日程第4 | 議案第 30号 | 紀の川市印鑑条例の一部改正について                                     |
|      | 議案第 31号 | 紀の川市ひとり親家庭医療費の支給に関する条例の一部改正について                       |
|      | 議案第 32号 | 紀の川市国民健康保険税条例の一部改正について                                |
|      | 議案第 33号 | 紀の川市介護保険条例の一部改正について                                   |
|      | 議案第 36号 | 紀の川市水道事業の設置等に関する条例及び紀の川市河北河南水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について |
|      | 議案第 37号 | 紀の川市簡易水道事業設置条例の一部改正について                               |
|      | 議案第 38号 | 紀の川市簡易水道事業給水条例の一部改正について                               |
|      | 議案第 43号 | 平成23年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）について                 |
|      | 議案第 44号 | 平成23年度紀の川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について                    |
|      | 議案第 45号 | 平成23年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）について                   |

- 議案第 49号 平成23年度紀の川市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第 53号 平成23年度紀の川市水道事業会計補正予算（第2号）について
- 議案第 54号 平成23年度紀の川市工業用水道事業会計補正予算（第1号）について
- 議案第 58号 平成24年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計予算について
- 議案第 59号 平成24年度紀の川市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算について
- 議案第 60号 平成24年度紀の川市後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第 61号 平成24年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計予算について
- 議案第 65号 平成24年度紀の川市簡易水道事業特別会計予算について
- 議案第 77号 平成24年度紀の川市水道事業会計予算について
- 議案第 78号 平成24年度紀の川市工業用水道事業会計予算について
- 議案第 80号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 議案第 81号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 日程第5 議案第 34号 紀の川市営住宅条例の一部改正について
- 議案第 35号 紀の川市下水道排水設備指定工事店条例の一部改正について
- 議案第 42号 平成23年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第 46号 平成23年度紀の川市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第 47号 平成23年度紀の川市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第 48号 平成23年度紀の川市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第 50号 平成23年度紀の川市池田財産区特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第 51号 平成23年度紀の川市田中財産区特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第 52号 平成23年度紀の川市最上、神田、市場、元財産区特別

		会計補正予算（第2号）について
	議案第 56号	平成24年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計 予算について
	議案第 62号	平成24年度紀の川市公共下水道事業特別会計予算につ いて
	議案第 63号	平成24年度紀の川市特定環境保全公共下水道事業特別 会計予算について
	議案第 64号	平成24年度紀の川市農業集落排水事業特別会計予算に ついて
	議案第 66号	平成24年度紀の川市池田財産区特別会計予算について
	議案第 67号	平成24年度紀の川市田中財産区特別会計予算について
	議案第 68号	平成24年度紀の川市長田竜門財産区特別会計予算につ いて
	議案第 69号	平成24年度紀の川市竜門財産区特別会計予算について
	議案第 70号	平成24年度紀の川市南北志野財産区特別会計予算につ いて
	議案第 71号	平成24年度紀の川市飯盛財産区特別会計予算について
	議案第 72号	平成24年度紀の川市静川財産区特別会計予算について
	議案第 73号	平成24年度紀の川市最上、神田、市場、元財産区特別 会計予算について
	議案第 74号	平成24年度紀の川市調月財産区特別会計予算について
	議案第 75号	平成24年度紀の川市丸栖財産区特別会計予算について
	議案第 76号	平成24年度紀の川市平池財産区特別会計予算について
	議案第 79号	土地の処分について
日程第6	議案第 41号	平成23年度紀の川市一般会計補正予算（第5号）につ いて
日程第7	請願第 1号	「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」の法制 化を求める意見書提出に関する請願について
	請願第 2号	子ども・子育て新システム導入に反対し、現行保育制度 の拡充を求める意見書提出を求める請願書
	請願第 3号	自校給食の存続と、学校給食センターを建設する場合は、 せめて旧町単位に建設することを求める請願書
日程第8	委員会提出議案第1号	「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」の法制 化を求める意見書
日程第9		閉会中の継続審査及び調査の申し出について

◎本日の会議に付した事件

議事日程（第6号）のとおり

○出席議員（23名）

1番 榎本喜之	2番 室谷伊則	4番 川原一泰
5番 吉田隆三郎	6番 阪中晃	7番 松本哲茂
8番 上野健	9番 杉原勲	10番 高田英亮
11番 寺西健次	12番 堂脇光弘	13番 田代範義
14番 石井仁	15番 森田幾久	16番 井沼武彦
17番 今西敏文	18番 竹村広明	19番 岡田勉
20番 坂本康隆	21番 大森道夫	22番 亀岡雅文
23番 村垣正造	24番 西川泰弘	

○欠席議員（1名）

3番 原延治

○説明のために出席した者の職氏名

市長	中村慎司	副市長	田村武
市長公室長	橋口順	企画部長	東秀明
総務部長	竹中俊和	市民部長	北林佳高
地域振興部長	西本静代	保健福祉部長	藤戸敏成
農林商工部長	林信良	建設部長	阪口政弘
会計管理者	山本卓司	水道部長	今井辰巳
国体対策局長	奥谷敏夫	教育長	松下裕
教育部長	尾崎茂晴	総務部財政課長	森本浩行

○議会事務局職員

事務局長	永田博敏	議事調査課長	藤井節子
議事調査課課長補佐	岩田和久	議事調査課係長	田中啓吾

（開議 午前 9時27分）

○議長（西川泰弘君） おはようございます。

本日は、委員長報告等も含めまして、議事運営に御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから平成24年第1回紀の川市議会定例会6日目の会議を開きます。

それでは、これより議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

それでは、日程に入ります。

---

日程第1 議案第82号 工事請負契約の締結について（粉河中学校移転改築工事）

---

○議長（西川泰弘君） 日程第1、3月16日の本会議で説明のありました議案第82号工事請負契約の締結について（粉河中学校移転改築工事）を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、本日、質疑、討論、採決まで行いたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第82号については、委員会付託を省略し、本日、質疑、討論、採決まで行うことに決しました。

それでは、議案第82号 工事請負契約の締結について（粉河中学校移転改築工事）に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

19番 岡田 勉君。

○19番（岡田 勉君）（登壇） 質疑させてもらいます。

まず1点目にお聞きしたいのは、この契約金額です。22億3,302万4,500円となっておりますが、この図面も添付してくれてるわけなんですけど、このうちの体育館棟の金額は幾らになっているのかということをお聞きしたいと思えます。

それからもう1つは、本市の防災計画の中では中央構造線による地震の被害が大変大きいということが記されております。本市の地域防災計画の中で被害想定が示されているわけなんですけど、そこでは市外のほとんどの地域で震度6弱から6強の揺れ、そして紀ノ川沿いの低地の一部では震度7の揺れを観測すると。そして紀ノ川沿いの低地の各所で液状化現象が発生すると想定されております。粉河中学校の移転先は盛り土をするということで、造成工事が行われました。もともとここは河川敷でありましたから、そういう液状化

現象の懸念が大変心配されるわけでありますが、液状化減少から建物への被害をどのように防いでいくのかという対応策、どういうふうに立てられているのか。設計上、どうなっているのか、この点をお聞きしたいと思います。

○議長（西川泰弘君） 19番 岡田 勉君の質疑に対する答弁を求めます。

教育部長 尾崎茂晴君。

○教育部長（尾崎茂晴君）（登壇） 岡田議員の御質問の中で、体育館棟の金額は幾らかということですが、設計金額で申し上げます。体育館棟につきましては、設計金額4億9,960万7,763円、これに諸経費がかかってくる金額でございます。

それと液状化の問題の御指摘でございますが、以前からもる御説明をさせていただいておるところでございますが、土地の液状化現象につきましては、埋立地である場合、必ず起こるというものではございません。そもそも地震によって液状化する条件は、埋め立てしていることだけが問題ではなく、次の要因が重なって起こるものだと考えてございます。土の質が砂質土、砂ですね、微細な砂などで埋め立てられているとともに、元の地盤から地下水が存在するまでの間の土質が砂質土であること、また地下水や海水などが浅くにあり、地震の強い揺れによって地下水が噴出するなどが予想される、そういった場所があります。

現地の計画地の地層をボーリング調査をいたしましたところ、地盤面から4mは盛り土でございます、以下、10mぐらいまでは沖積層、砂れき層でございます。14mぐらいまでが砂れきで構成された段丘層ということで、14m以下、洪積層が砂れき層でございます。この洪積層砂れきは、N値、地耐力の値でございますけれども、50以上の安定した強度であるということが確認をされてございます。これは、国土交通省大臣官房営繕部整理課の監修によります建築構造設計基準、及びどうかいせつによる液状化の調査をした結果でございます。液状化の検討計算を行った結果、敷地全体では液状化の可能性はないという判断をいたしてございます。

以上でございます。

○議長（西川泰弘君） ほかに質疑ございませんか。

19番 岡田 勉君。

○19番（岡田 勉君）（自席） 最初にお聞きした体育館棟、4億9,976万7,000円という答弁でありました。今現在の既存の校地には現在5棟の建物が建っております。耐震対策がいるのは教育棟とそれから特別教育棟の2棟であるということになります。建てかえるということになれば、現有地で既存の校舎を建てかえるということになれば、この2棟だけでいいわけでありますが、移転ということになりますから全部の建物を建てかえる必要があると、移転しますからね。建てかえるということになります。そうすれば、今お聞きしたように、現有地で建てかえれば必要でない体育館棟までも移転をして、移転先へ建てなければならぬということになります、その金額が先ほども申し述べたように4億9,976万7,000円ということになります、これは地方財政法からいうて

も、また地方自治法からいうても不当な支出ということになっていくのではないかなど。その辺の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（西川泰弘君） 市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 岡田議員の御質問、今の現粉河中学校の体育館、移転することによって壊さなくてもいい体育館を壊していかんなんのと違うかという御質問だったと思うんですが、壊すつもりはございません。旧粉河町時代の体育館、御存じの役場の隣の前々の町民体育館が老朽化が激しくて、耐震補強不可能という体育館は御存じのとおりであります。それと、私に対しての質疑はございませんが、あそこは河川敷であった等々いろいろ話がありましたけれども、十分調査の上、それまでにおきましても旧粉河の役場をはじめ、消防、警察、あらゆる公共施設が同地域にあるわけでありまして、ふるさとセンターも。そういうことの中で、十分調査、検討した中で移転を考えたところであります。

そんな中で、今の残せる中学校の体育館は今までの町民体育館を廃止し、今の中学校の体育館を地域の体育館、コミュニティをとっていただく、また避難場所にもなる、そういう体育館として残していくつもりでございます。

○議長（西川泰弘君） 19番 岡田 勉君。

○19番（岡田 勉君）（自席） 私は、残す残さんという問題でお聞きしてるんじゃないんです。既存の校地内へ建てれば体育館も使えるし、あと耐震上問題のない5棟のうち3棟が問題ないですから、その辺が使えるではないかと言うてるんです。そして、移転することによって、使える建物まで移すことになるということです。総額で22億3,300万4,500円というのはそういう建物も含んでの金額です。口の字型の建物を建てるわけですから、あと耐震上大丈夫な特別教室等とかはわかりませんから、体育館棟は幾らしたんですかと、どのような見積もりになったんですかということをお聞きしたんです。

それで、先ほども言われたように体育館棟が4億9,976万7,000円ということで、その分が移転することによって移転先へ建てなければならない。その部分が、体育館棟の部分だけを見ても無駄な支出になっているのではないですかと、これが地方財政法に書かれているように地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要かつ最小限度を超えてこれを支出してはならないという定めがあるんです。それから見てどうなんですかということをお聞きしてるんですが、その点をお答えいただきたいと思います。

それからもう1点、液状化の問題ですけれども、科学的にもいろいろと証明をしたということをお聞きしましたが、現在、東北の大震災を見ましても想定外というんですか、それ以上の災害が起こってるんです。まだ、東北の大震災以上の震災が起こるかもしれません。こういう震災が起こっても、あの場所は液状化にはならないのですかということもお聞きしたいと思います。

この2点、合わせて答弁をお願いしたいと思います。

○議長（西川泰弘君） 答弁を求めます。

教育部長 尾崎茂晴君。

○教育部長（尾崎茂晴君）（自席） 液状化の問題でございますけれども、現在の基準の中での想定内ということでございますが、最近の災害では想定外という問題が非常に大きくクローズアップをされてございますけれども、今の建築基準法に定められて形の中での設計ということでございまして、土質的にも何ら問題はないという判断でございますので、想定外というのはちょっと想定しにくい問題であろうかと思えます。

財政支出の問題でございます。先ほど市長がお答えをしたように、大きな観点の中で行政運営をしてございますし、同じ教育施設の体育館、武道館でございます。体育館、武道館、別々に建てますと相当な金額になりますが、今回、体育館棟という形の中で建設をする計画でございます。そういった面でも別々に建てるよりは安価にできているんじゃないかと思っております。

それから、先ほどの数字的な問題ですが、体育館棟4億9,060万7,000円ということで、60万7,000円ということで訂正をお願いいたします。

後々、教育施設として、学校施設と教育施設とは相通ずるところがございます。市民のための施設として活用できるという面を考慮いたしまして、大所の判断をさせていただいたということで御理解を賜りたいと思えます。

○議長（西川泰弘君） 以上で質疑は終結いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

19番 岡田 勉君。

○19番（岡田 勉君）（登壇） ただいま議題になっております、議案第82号 工事請負契約の締結について、反対の立場から討論を行いたいと思えます。

この粉河中学校の移転改築問題は、既存校地に5棟ある建物のうち、2棟が耐震診断の結果、耐震上問題があるということで建てかえが必要であるということから始まった事業であります。

私がこの間、この問題で質問したときに次のように質問したし、次のようにお尋ねをいたしました。この間、新しく建てかえたそれぞれの学校は、現有地で建てかえているのに、粉河中学校だけがなぜ移転させなければ建てかえることができないのかというお尋ねをしたところ、工事中の教育環境の面のことやまた安全面のこと、そして市と土地開発公社の一団の土地が駅南にあったことが大きな理由の1つであるとの答弁でした。工事中の教育環境面や安全面のことは、現有地で建てかえる場合、どの学校でも起こり得ることであり、粉河中学校だけが移転させなければならないのかという理由については、今だ説明はありません。

しかし、この間の裁判の中で、移転させなければならない理由として明らかになってきたことがあります。それは、先ほども紹介した私の質問に対する答弁の中で少しふれられ



ているように、駅南にあった土地開発公社の、いわゆる塩漬け土地問題の解決と、そしてそのことに合併特例債を活用するということでもあります。塩漬け土地問題の解決や、合併特例債を活用するということは、教育ということとは全く違った問題であり、教育的な観点から今回の移転をどのように検討されたのか。土地開発公社の問題解決だけが優先され、学校は教育の現場であるという認識がなかったのではないかという疑問を持たざるを得ません。

それから、財政上の問題であります。この間の予算審査特別委員会の中で、この事業については総事業費は現時点で52億7,000万円になっているということが示されました。まだ、今後、通学路の整備なども進めていかなければなりませんから、まだ事業費が膨らむことになります。そうすれば、旧粉河町の単年度の一般会計の予算規模ぐらいの総事業費になり、莫大な費用支出になります。

地方自治法では、地方公共団体はその事務を処理するに当たっては、住民の福祉増進に努めるとともに最小の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないと定め、また地方財政法では地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要かつ最小の限度を超えてこれを支出してはならないと定めています。平成20年10月に作成された財政計画では、粉河中学校校舎改築事業として17億1,020万円とし、現有地での建てかえも可能であるということを示しています。移転改築することで、現時点で総事業費が52億7,000万円で、地方自治法や地方財政法の定めから見ても問題のある支出になっているのではないかと考えるものであります。

最後に、教育環境という問題や、また本市の将来の財政問題等を考えても現有地での建てかえが最良の方法であるということを申し上げて、反対の討論としたいと思います。

○議長（西川泰弘君） 続いて、原案に対する賛成討論の発言を許可いたします。

賛成討論の発言ありませんか。

1番 榎本喜之君。

○1番（榎本喜之君）（登壇） それでは、議長のお許しが出ましたので、討論をさせていただきます。

私は、議案第82号について、賛成の立場から討論をさせていただきます。

安全安心なまちづくりの最たるものとして、学校施設の耐震化、建てかえが進められる中、粉河中学校も検討されてきたと思います。そして、耐震補強か建てかえ、建てかえるなら現地か移転か、現地だとしてもその場に建てかえるのか、グラウンドなどに建てかえるのかなどを工事中の授業の問題、周辺の交通状況、建てかえ候補地の有無などから検討をされてきたのだと思います。

私が思うに、路上駐車が多い道路、小学生も通る学校までの勾配のきつい坂、これらが負の要因であり、幸い近くに土地開発公社所有地等があったことから建てかえ移転を選択してきたのだと思います。この場所が学校用地として適当かという点ですが、今の中学校の位置と比べて、著しく劣るとも思えませんし、市内の他の学校と比べてもまさるとも劣

らないと思います。市民の方々が心配していることを解消するための土壌の調査と改良工事なども実施されてきました。また、立石川の改修についても中学校建設でなくても、区画整理や土地販売時には実施しなければならなかったと思います。

この土地に建設することは、土地開発公社にとって有意義なことであり、それは市にとっても同じことです。那賀5町合併協議会の際、公社の今後について質問をした私としてはそれだけでも賛成しうる条件となっています。総事業費は多額になっていますが、1日も早く完成させていただき、未来を担う子どもたちに新しい学校で新たな伝統を築いてほしいと願います。

今回の入札は、一定の条件を満たした業者に対する一般競争入札であり、落札された業者は貴志川中学校の建設もされており、実績もある会社であるので賛成をいたします。

○議長（西川泰弘君） ほかに討論はありませんか。

それでは、これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。この採決は起立により行います。

お諮りいたします。

議案第82号 工事請負契約の締結について（粉河中学校移転改築工事）は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（西川泰弘君） 起立多数であります。

したがって、議案第82号は原案のとおり可決いたしました。

---

## 日程第2 議案第55号 平成24年度紀の川市一般会計予算について

---

○議長（西川泰弘君） 続いて、日程第2、議案第55号 平成24年度紀の川市一般会計予算についてを議題といたします。

ただいま議題といたしました議案については、過日の本会議において、平成24年度紀の川市一般会計予算審査特別委員会に審査を付託していたものであります。

予算審査特別委員会委員長より審査報告書が提出され、お手元に配付しておりますので、審査結果の報告を求めます。

それでは、平成24年度紀の川市一般会計予算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

1番 榎本喜之君。

○1番（榎本喜之君）（登壇） それでは、平成24年度紀の川市一般会計予算審査特別委員会における審査の経過並びに結果について、御報告いたします。

当委員会に付託されました議案第55号 平成24年度紀の川市一般会計予算については、去る3月6日、7日、8日の3日間、市役所南別館3階大会議室において、全委員の出席を得て委員会を開催し、当局から付託された案件について説明を聴取した後、審査を行いました。

慎重審議の結果、本議案は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しております。委員会における質疑の主なものは次のとおりです。

まず、歳出に対する質疑は、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の監察監報酬について、監察監の業務内容、雇用の条件を質したのに対し、行政執行機関の内部から事務事業及び職員の職務が適正に行われているか調査し、必要な改善策を提言するようなこと。また内部通報の受付に関すること。職員の職務または業務に係る法令の遵守及び倫理の保持に関し、市に対して情報提供の受付及び相談。職員のセクシュアルハラスメント及びパワーハラスメントの受付、相談、助言など。その他市の業務に対して不当な要求をしてきた場合に、職員が適切な対応をとれるような指導、助言、また暴力団の排除に関すること。被害者支援に関する指導、助言。その他交通安全意識、防犯意識の啓発及び安全運動に対する指導、助言などの業務を考えている。また、地方自治法でいう専門委員として警察官OBの採用を予定しており、実態的には常勤で、任期は1年、ただし再任は妨げないとのことでした。

また、今回の不祥事を受けて設置するのかと質したのに対し、合併後、新聞に載るようなことや交通事故が多数起っていること等から、以前より検討を行ってきた。この機会に監察監を設置し、同時に職員倫理規則を制定するとの答弁でした。

次に、公務労働でも精神疾患がふえているという報道の中、メンタルの部分での早期発見、早期治療の対応状況を質したのに対し、現在、メンタル関係での休職者が4名、うち2名は復帰のめどが立っています。また、国会において労働安全衛生法でメンタルヘルスの取り組みの義務化が法制化されようとしていて、本市においても何らかの対応は必要と認識しており、一部試験的な取り組みも行ったとの答弁でした。

次に、6目財産管理費の工事請負費の内訳について質したのに対し、旧那賀農村青少年センターの耐震改修工事、便所の増設、下水道への接続、内外装の改修及び外構工事に2,500万円、本庁南別館と各支所の電算ネットワークの整備、電気設備改修、電話及び内装の改修など移設先の整備に2,500万円との答弁でした。

次に、土地賃借料について、庁舎完成後減額になるのかと質したのに対し、桃山庁舎と貴志川庁舎について、不要になる駐車場は来年1月以降を除いた9カ月分を計上しているとの答弁でした。

次に、7目企画費の国際交流事業負担金で、人事交流の派遣の現状を質したのに対し、西帰浦市は紀の川市と唐津、鹿島の3市と姉妹提携計を行っており、現在、紀の川市への希望がない状況で、今のところは当市からの派遣も保留しているとの答弁でした。

また、派遣職員その後の活動を質したのに対し、中学生の派遣の事前研修、受け入れ時の通訳やお手伝いをしている。現在、派遣している職員には市の広報に韓国の紹介記事を掲載していただいている。今後、さらに充実させていきたいとの答弁でした。

次に、16目まちづくり推進費の新しい公共の場づくりのためのモデル事業補助金について事業内容を質したのに対し、NPO法人と市の協働事業で、平成23年度、24年度、

県の100%補助事業であり、内容は、平成23年度は健康づくりのためのノルディックウォーキング用のスティック購入、ウォーキング、サイクリング、近隣店舗の紹介などのマップづくりと、3月3日オープンした貴志駅前地域情報ステーション設置費用で、平成24年度は、情報ステーションを中心とした広報活動、人件費、維持管理費、広告宣伝費などを含めた補助を行うとの答弁でした。

次に、19目国民体育大会準備費の国体デモンストレーションスポーツ開催推進事業補助費の開催種目を質したのに対し、ビリヤードを平成24年度計画しているとの答弁でした。

次に、2款総務費、2項徴税費について、現在の滞納者の状況を質したのに対し、3月2日現在で4,478名、滞納額は6億5,000万円との答弁でした。

次に、3款民生費、1項社会福祉費、5目老人福祉費では、報償費の対象者の状況と高齢化率を質したのに対し、100歳の方が26人、88歳が339人、99歳が37人、101歳以上が21人、高齢化率は25.4%との答弁でした。

また、個別調査委託料の説明を求めたのに対し、地理情報システムを利用した要援護者台帳整備事業で、洪水や土砂災害、ハザードマップと重ね合わせた個別計画を作成し、各関係者に提供するもので、社会福祉協議会に委託するとの答弁でした。

また、扶助費の高齢者訪問理髪サービス利用助成券給付費で、助成の内容を質したのに対し、要介護3から5で登録された現在1,410名のうち、在宅者の761名を対象に、年間一人当たり4回を計画し、利用料のうち2,000円を助成するとの答弁でした。

次に、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費のファミリーサポートセンター委託料について、事業の内容と委託先を質したのに対し、例えば、急な発熱で保育所への迎えが必要になるなど、育児の援助を受けたい方と援助を行いたい人の仲介をする事業で、岩出市と合同で行い、委託先はNPO法人であるとの答弁でした。

また、仲介料の父兄の負担を質したのに対し、仲介料は父兄が負担する必要はなく、必要経費は委託料で補っていただく。負担料は1時間当たり700円、病児などは900円、早朝及び夜の場合は700円が1,000円、900円が1,200円の単価となる。病院代やタクシー代などは実費負担していただくとの答弁でした。

次に、3項生活保護費について、保護世帯や保護人数がふえる中、平成24年度の職員体制を質したのに対し、ケースワーカー4名、平成23年度より就労支援員1名、事務職員1名と査察指導員1名で平成23年度と変わらないとの答弁でした。

また、職員等研修参加負担金の内容を質したのに対し、職員の異動などで資格を持たない人に社会福祉主事の資格を取得してもらうためとの答弁でした。

次に、4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費について、予防接種は十分接種されているか質したのに対し、定期接種は何度もはがきを出すなどして催促していることもあり、ほぼ完璧に実施できているとの答弁でした。

また、平成23年度より新たに実施した任意予防接種の接種状況はと質したのに対し、

ヒブワクチンが35.5%、肺炎球菌が44.6%、子宮頸がんワクチンは29.7%との答弁でした。

次に、5目環境衛生費の不法投棄パトロール委託料について、現在のカメラ設置の箇所と、移動式カメラの検討はと質したのに対し、神通、中畑、重行、西三谷、切畑の5カ所で警備会社に委託している。移動式については県が平成24年度で貸し出しを行う予定であり、借り入れについて検討していくとの答弁でした。

また、パトロール強化の考えはと質したのに対し、現在、県の緊急雇用事業で行っている。その後は職員対応になるが、委託でお願いしたいと考えている。また、県が年2回一斉パトロールを行っているとの答弁でした。

次に、2項清掃費、1目塵芥処理費で、ごみの排出量の傾向はどうかと質したのに対し、全体のごみの量は約150トン減っている。燃やすごみは、昨年2月と比べ、本年2月は50トン減少している。資源ごみについても少し減っている。粗大ごみは可燃、不燃とも少しふえているとの答弁でした。

次に、3目し尿処理費について、くみ取り料金の統一化の進捗状況と、公平性を図るためのし尿収集車への重量計設置の進捗状況を質したのに対し、料金の統一化は今後早急に進めていきたい。また、重量計の設置は市営については全4台、民間業者にあつては約20台のうち1台であり、来年度、許認可の申請時期となっていて、協議の中で進めていきたいとの答弁でした。

次に、6款農林業費、1項農業費、3目農業振興費の有害獣被害防止対策事業補助金について補助率を質したのに対し、平成24年度は3分の1の補助率との答弁でした。

また、この予算額で足りるのかと質したのに対し、市単独では150件を想定している。県事業を利用していただく分を合わせたの予算額である。また、県事業の補助要綱が緩和され、できる限り県の補助事業に誘導していくとの答弁でした。

また、被害額の推移を質したのに対し、平成17年度の被害額が3,058万円、平成23年度で5,737万円となっており、和歌山県全体では約3億円という状況であるとの答弁でした。

次に、2項林業費、2目林業振興費で、特定外来生物捕獲補助金について、アライグマを捕まえればだれでも1頭2,000円の補助があるのか質したのに対し、農作物をつくっている個人に対する補助金で、捕獲おりを貸し出し、実施するものとの答弁でした。

次に、7款商工費、1項商工費、3目観光振興費で、ワカモン山村プロデュース実行委員会負担金について、事業内容と実行委員会メンバーの構成を質したのに対して、振興局の若手職員が、地域の課題を解決するために企画立案したものが、政策コンペ事業で採択され、和歌山大学の観光学部の学生が地域資源を有効に取り入れ、新しい感覚でいろいろな事業を行い、地域の活性化を図っていくという趣旨で、細野溪流キャンプ場、和歌山大学、森林組合、県、市で実行委員会を組んで細野キャンプ場、また地区の活性化を図る事業であるとの答弁でした。

次に、8款土木費、2項道路橋梁費、2目道路橋梁維持費で、工事請負費について件数と全体に対する割合を質したのに対し、市の単独工事として71件と橋梁維持修繕工事で2件を予定している。全体で339件要望をいただいております、その21%であるとの答弁でした。

また、このペースで要望にこたえていけるのか質したのに対し、実施率は低いが、地域で優先順位をつけていただき、それを重視しながら独自で緊急度を判断しながら実施しているとの答弁でした。

次に、10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費で、日本スポーツ振興センター負担金について、現時点でのこの保険を使った件数とは質したのに対し、平成24年2月現在、給付件数は330件で、主なものとして骨折などが128件との答弁でした。

また、子ども医療費助成制度との関係とは質したのに対し、学校でのけが等事故は、傷害保険にあたるスポーツ振興センターの保険で対応していただき、手続は学校教育課で行っているとの答弁でした。

次に、3項中学校費、3目学校建設費で、工事請負費の内訳とは質したのに対し、打田中学校分3億9,046万9,000円、粉河中学校分14億2,560万円との答弁でした。

また、粉河中学校の建設費の総事業費とは質したのに対し、測量設計から用地費も含めて52億7,000万円の見込みとの答弁でした。

また、当初計画より事業費が多くなっているがと質したのに対し、増額したこともあるが、それぞれ理由があり、その都度議会に報告し、議決をいただいている。市として順序を追った上で執行しているとの答弁でした。

次に、5項社会教育費、2目公民館費で、公民館の運営について見直し、改革がされていないが、現在の状況はどうかと質したのに対し、分館については那賀・粉河・貴志川にあり、公民館のあり方について旧町単位で指導もしている。平成24年度に向け、公民館の改善計画等を策定し、進めていきたい。生涯学習の拠点となる公民館であり、地域の特性も生かしながら進めていくとの答弁でした。

次に、4目文化財保護費の百合山イベント委託料、百合山遍路道管理委託料、文化財保護管理委託料の減額の理由を質したのに対し、全体的な予算の見直しをし、均等1割カットしているとの答弁でした。

次に、8款土木費、4項都市計画費、4目桃源郷運動公園管理費の管理人賃金について、人数を質したのに対し、1名を雇用し、施設の開閉、清掃、管理全般をお願いしているとの答弁でした。

また、NPO等に委託するという考えはあるのか質したのに対し、県内外からの利用者に快い気持ちで使用していただくためにも、管理人以外に職員1名も配置している。NPOとか指定管理などについては今後の課題としたいとの答弁でした。

次に、歳入では1款市税で、出納閉鎖時の税の滞納見込み金額を質したのに対し、市税

だけでなく、税全体で6億3,000万円になる見込みとの答弁でした。

また、市民税の課税世帯、非課税世帯の数、その割合を質したのに対し、平成23年度で課税世帯が1万8,217世帯、非課税世帯が7,293世帯、非課税世帯の割合は28.5%との答弁でした。

また、固定資産税も含め、減免の件数、金額を質したのに対し、平成23年度、市県民税について生活保護関係で4件、台風・火災等の災害関係で27件、計31件で125万円程度、固定資産税・都市計画税では、生活保護で32件、農工法で5件、半島振興法で8件、企業関係が2件、火災等災害が17件、その他破産等と借地関係が17件、計75件で約1億2,800万円。それと、軽自動車税が身障減免、施設減免で526件、約300万円との答弁でした。

次に、15款県支出金について、約1億6,000万円の減額内容について質したのに対し、前年度緊急雇用創出の特例基金の補助金が約1億円減ったのが主な理由との答弁でした。

次に総括質疑では、歳出においてもいろいろな質疑が出ました。

調月保育所の廃止、安楽川保育所への統括民営化について、公立保育所再編計画策定当時より入所児童が増加し、状況がかわっている中で、民営化に際し、幼い子どもたちを安心して預けられるよう検討が必要ではないか。また、調月保育所の今後の利用について、地元はじめ多くの意見を聞いた上で検討できないか質したのに対し、民営化するに当たり、面積が不足すれば増築も視野に入れて検討する。また、調月保育所についても十分に意を踏まえて進めていきたいとの答弁でした。

次に、委託料のうち、保守・メンテナンス的な部分を集計すると1億5,600万円あり、専門職をもっと起用し、分離発注も視野に入れて、営繕課を設置する考えはないか質したのに対し、専門的な知識、技術、あるいは資格を持った職員の採用、また現職員の資格の取得など、今後、十分研究をさせていただきたい。非常に多岐にわたる状況であるので、営繕課の対応内容等も十分研究させていただきたいとの答弁でした。

次に、平成24年度の予算が332億円と多額になっている。平成28年度より交付税が削られていく中、合併特例債の枠355億円のうち、既に53%の193億円を借りている。最終75%、80%くらいまででおさめられるような財政運営を行っていけないかと質したのに対し、平成24年度の予算編成時の借入見込み額は、193億3,570万円ほどを予定している。合併特例債は有利な起債で、交付税元利償還金の70%が後年度参入されるが、残りの分については一般財源で賄ねばならず、できるだけ借らずにいきたいと思っている。

ただ、市として重点的な事業を実施する上では、有利な起債でするので充当を考えている。また、一つの町であればできなかった部分も、合併し、特例債で対応することによって可能になった部分もあると考える。合併してよかったと言ってもらえる施設等をつくって対応していきたいとの答弁でした。

以上で、当委員会の審査報告を終わります。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（西川泰弘君） 御苦労さんでした。

これより質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対して、質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 質疑なしと認めます。

それでは質疑を終結します。

それでは、ただいま議題となっております議案について討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

それでは、議案第55号に対する反対討論。

14番 石井 仁君の発言を許可します。

14番 石井 仁君。

○14番（石井 仁君）（登壇） おはようございます。

議案第55号 平成24年度紀の川市一般会計予算に対する反対討論を行います。

平成24年度予算は332億8,000万円で、前年度と比べて22億8,000万円増、紀の川市発足後、最大の予算規模となっています。予算の中には、例えば少子高齢化、人口増加対策として子ども医療費の無料化の継続や、若者定住促進奨励事業など市独自の積極的な取り組みもあります。一方で、幾つか指摘して反対理由としますが、子ども会や猟友会への補助金の削減など市民活動への支援が弱められています。予算総額管理配分方式が取られる中で、庁内努力だけでは間に合わず、市民サービスの引き下げにつながることはあくまでも避けるべきです。

次に、保育行政にかかわって公立保育所移管先法人選考委員報酬は、安楽川保育所の民営化を進めるためのものであり、また私立保育園運営委託料には、この4月から民間移管される名手保育所も含まれています。正規職員としての保育士を削減し、保育の法的責任から手を引く流れは認められません。

教育行政では、粉河中学校の校舎棟改築事業は現有地での建てかえを望む声が強くあります。移転するという現在の計画では、通学路などの周辺整備を含まずに総事業費52億7,000万円であるとの説明がありましたが、財政面でも大きな負担となります。耐震化を進めるという前提はそのままに、もう一度考え直すべきであると考えます。

学校給食センター建設整備事業については、自校給食の存続を求める保護者の世論がはっきりとある中で、それに背を向けることとなります。現在、自校給食を実施している中でセンター化は、施策の後退というしかありません。

平成24年度末時点での地方債残高は366億円、そのうち合併特例債は193億円となる見込みです。粉河中学校校舎等改築事業に限らず、合併特例債の起債対象となる事業については、合併特例債の発行期限が延長される法案が国会で継続審議となっており、今後の財政状況を見て、より慎重な対応が求められると考えます。



最後に、住民自治にかかわって、粉河中学校校舎改築事業や学校給食センター建設整備事業など、市民サービスやまちづくりにかかわる重要な案件を、住民の中での議論や合意が不十分なままに進めていることの重大性についてです。こうしたやり方はその事業に限った問題では済みません。事業実施により市政への不信が残るようなことは避けるべきで、たとえ時間がかかっても市民の意見を聞き、市民的な議論と検討を重ねる中で事業計画を立てていくことこそ、住民自治が発展する前提であると考えます。

以上、指摘しまして平成24年度紀の川市一般会計予算に対する反対討論といたします。  
○議長（西川泰弘君） 続いて、賛成討論の発言を許可いたします。

18番 竹村広明君。

○18番（竹村広明君）（登壇） 私は、ただいま議題となっております議案第55号平成24年度紀の川市一般会計予算について、賛成の立場から討論を行います。

平成24年度の予算は、今までにない大きな額の予算となっており、財政厳しい状況下ではありますが、安全・安心なまちづくりを目指した積極的な予算となっています。

昨年度に引き続き、子どもたちが安全で安心して学べるよう、学校施設の整備や学校給食センター建設のための事業費用が計上されております。

また、少子高齢化・人口増加対策として「子ども医療費助成事業」をはじめとしたさまざまな事業に取り組む経費や、高齢者の自立を支援する事業経費、基幹産業である農業の活性化を図るための経費などが計上されております。

限られた財源を有効に使い、直面する諸課題に対応した本年度予算は、紀の川市民にとって必要な費用ばかりであると考えます。

予算執行に当たっては、幅広い意見を取り入れながら、費用対効果が十分出るよう、考えて行っていただきたく要望し、議案第55号に対する賛成討論といたします。

以上です。

○議長（西川泰弘君） 以上で討論を終結いたします。

これより採決を行います。

この採決は起立により行います。

お諮りいたします。

議案第55号 平成24年度紀の川市一般会計予算については、委員長の報告は可決とするものです。

本案は委員長報告のとおり可決することに賛成者の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（西川泰弘君） 起立多数であります。

したがって議案第55号は原案のとおり可決いたしました。

○議長（西川泰弘君） ここでしばらく休憩いたします。

再開は、午前10時35分といたします。

（休憩 午前10時26分）

（再開 午前10時36分）

○議長（西川泰弘君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、会議を続けます。

日程第3 議案第25号 紀の川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について から  
議案第57号 平成24年度紀の川市土地取得事業特別会計予算について  
まで

○議長（西川泰弘君） 続きまして、日程第3、議案第25号 紀の川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてから、議案第57号 平成24年度紀の川市土地取得事業特別会計予算についてまでの8議案を一括議題といたします。

ただいま議題といたしました8議案については、過日の本会議において総務文教常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務文教常任委員会委員長より、審査報告書が提出され、お手元に配付しておりますので、委員長に審査結果の報告を求めます。

16番 井沼武彦君。

○16番（井沼武彦君）（登壇） 皆さん、おはようございます。

総務文教常任委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

去る3月13日、南別館3階大会議室において、全委員の出席を得て委員会を開催し、当委員会に付託されました案件について説明を聴取した後、審査を行いました。

慎重審議の結果、本委員会に付託された議案8件については、すべて原案のとおり可決すべきものと決定しております。

委員会における質疑の主なものは次のとおりです。

議案第25号 紀の川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、人事委員会の置かない市町村は、県の人事委員会の調査結果を参考に改正をとの通達があり、ほとんどの市町村は昨年12月議会で改正されていると思うがと質したのに対し、国のほうを重点的に見定めて給与改正を行いたいという考えのもと、12月議会では上程せず、国の法改正を見据え、今回改正するものとの答弁でした。

次に、議案第26号 紀の川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、監察監及びスポーツ推進委員会の今後果たすべき役割はと質したのに対し、監察監は、地方自治法第174条の規定で専門委員という位置づけで非常勤という身分であるが、現実的には常勤で願います。業務については職員の法令の遵守、公正な職務を遂行するための助言、指導、内部通報、情報の提供の受付など、また

不当要求、暴力団排除、交通、防犯等さまざまな専門知識を要する業務である。また、スポーツ推進委員の役割については、これまで主に実技指導、またスポーツに関する指導の助言であったのが、スポーツに関する事業への参画、または地域住民と行政との橋渡しと役割が変化しており、今後は紀の川市スポーツ振興計画に沿った基本法の内容、委員の職務についての研修会をもち、進めていくとの答弁でした。

次に、議案第27号 紀の川市税条例の一部改正については、住民税の均等割の税率は500円加算するとしているが、県民税、市民税合わせてどれくらいの負担になるのかと質したのに対し、負担は一人当たり県税が500円、市民税が500円、合わせて1,000円との答弁でした。

また、この改正によって、たばこ税の増収はどのくらいになるのかと質したのに対し、試算では4,900万円ぐらいの増額になるとの答弁でした。

次に、議案第28号 紀の川市消防団条例の一部改正については、機能別消防団員は5年以上の経験者とあるが、どのような位置づけで、どのような作業をするのか、また方面隊はと質したのに対し、近年、団員の確保が困難な状況であり、昼夜を限定した活動、特定の災害種別のみでの活動となっていた人員不足による消防団活動を補完するものとして、各部に2名限度に導入する制度であり、消防団OB、元消防職員などの経験者を考えている。

また、現在、旧町5つの団を一つに統一し、紀の川市消防団とし、その下に5つの消防団を方面隊と位置づけ、活動を行っていくとの答弁でした。

以上で当委員会の審査報告を終わります。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（西川泰弘君） それでは、ただいまの委員長報告に対し、一括質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結します。

それでは、ただいま議題となっております議案について、討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

それでは、議案第27号についての反対討論。19番 岡田 勉君の発言を許可いたします。

19番 岡田 勉君。

○19番（岡田 勉君）（登壇） 議案第27号の市税条例の一部改正について、私は反対の立場から討論を行います。

今、国や地方の地方自治体で財源の確保という問題で、今後の税負担をどのようにしていくのかということが重要な政治課題になっております。この税負担ということを考えるときに、基本となるのが所得や資産に応じて負担をしていくという応能負担の原則と累進課税の原則に立った税制改定が必要であると考えます。

しかし、今回のこの改正案の中では、10年間という特例にはなっておりますが、個人の納税義務者が均等割で今よりも税の負担を求めており、応能負担の原則でいうことからしても認めがたい内容であり、本議案に反対するものであります。

○議長（西川泰弘君） 続いて、賛成討論の発言を許可いたします。

9番 杉原 勲君。

○9番（杉原 勲君）（登壇） 私は、ただいま議題となっております議案第27号について、賛成の立場で討論いたします。

今回の税条例の改正は、地方税法等の改正に伴うものであり、法人市民税の減少分を県たばこ税の一部で補うということになっております。本市においては、法人市民税の減少により、市たばこ税の増額のほうが大きくなる見込みであり、本市の税収の増につながることは喜ばしこととございます。

また、東日本大震災での未曾有の災害状況を目の当たりにしている中で、本市においては津波の心配はないものの、災害時における備えは十分とはいえない状況になっております。

一定以上所得のある個人市民税の均等割がかかる方々に市民税の均等割に500円加算していただくことにより、その財源をもとに災害への備えを行っていくことが重要と考えております。市民の皆さんが納めた貴重な財源を有効に活用されることを要望して、私の本議案に対する賛成討論といたします。

○議長（西川泰弘君） 以上で討論を終結いたします。

これより順次採決を行います。

お諮りいたします。

議案第25号 紀の川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、委員長報告は可決とするものであります。

本案は委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（西川泰弘君） 続いてお諮りいたします。

議案第26号 紀の川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（西川泰弘君） 続いて、議案第27号の採決を行います。

この採決は起立により行います。

お諮りいたします。

議案第27号 紀の川市税条例の一部改正については、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（西川泰弘君） 起立多数であります。

したがって、議案第27号は原案のとおり可決いたしました。

---

○議長（西川泰弘君） 続いて、お諮りいたします。

議案第28号 紀の川市消防団条例の一部改正については、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号は原案のとおり可決いたしました。

---

○議長（西川泰弘君） 続いて、お諮りいたします。

議案第29号 紀の川市消防委員会条例の一部改正については、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（西川泰弘君） 続いて、お諮りいたします。

議案第39号 紀の川市コミュニティ施設条例の一部改正については、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（西川泰弘君） 続いて、お諮りいたします。

議案第40号 紀の川市公民館条例の一部改正については、委員長の報告は可決とする

ものであります。

本案は委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（西川泰弘君） 続いて、お諮りいたします。

議案第57号 平成24年度紀の川市土地取得事業特別会計予算については、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

---

日程第4 議案第30号 紀の川市印鑑条例の一部改正について から  
議案第81号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について ま  
で

---

○議長（西川泰弘君） 続きます。日程第4、議案第30号 紀の川市印鑑条例の一部改正についてから、議案第81号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてまでの22議案を一括議題といたします。

ただいま議題といたしました22議案については、過日の本会議において厚生常任委員会に審査を付託したものであります。

厚生常任委員会委員長より、審査報告書が提出され、お手元に配付しておりますので、委員長に審査結果の報告を求めます。

11番 寺西健次君。

○11番（寺西健次君）（登壇） それでは、私のほうから、厚生常任委員会における審査の経過並びに結果について、報告いたします。

当委員会に付託されました22議案について、3月14日は市役所南別館3階大会議室、3月16日は本庁舎3階AB会議室において、それぞれ7名の委員の出席を得て委員会を開催し、当局から付託案件についての説明を受けた後、審査を行いました。

慎重審議の結果、議案第33号 紀の川市介護保険条例の一部改正について、議案第58号 平成24年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計予算について、議案第60号 平成24年度紀の川市後期高齢者医療特別会計予算について、議案第61号 平成24年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計予算についての4議案については賛成多数、その他18議案については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

ます。

委員会における質疑の主なものは次のとおりであります。

まず、議案第33号 紀の川市介護保険条例の一部改正については、第5期に当たる平成24年度から平成26年度の3年間の総事業費について質したのに対し、166億4,900万円を見込んでいたとの答弁でした。

次に、平成24年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計予算については、国民健康保険税の法定軽減や市独自の減免状況について質したのに対し、平成23年度の状況として法定軽減世帯数は7割軽減が3,195世帯、5割軽減は782世帯、2割軽減は1,422世帯となっている。市独自の減免として住居の全焼1件、所得の激減2件、昨年の台風による床上浸水13件の計16件の減免を行ったとの答弁でした。

また、医療機関での個人負担の軽減について質したのに対し、現在は実績がないので減免要綱の見直しを行い、適用していきたいとの答弁でした。

次に、議案第60号 平成24年度紀の川市後期高齢者医療特別会計予算については、平成24年度から保険料はどれくらい上がるのかと質したのに対し、広域連合の話では一人当たり年2,000円程度上がるとの答弁でした。

次に、議案第61号 平成24年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計予算については、介護保険料収納率の見込みについて質したのに対し、特別徴収は100%、普通徴収は約90%、全体では98.72%を見込んでいたとの答弁でした。

また、地域包括支援センターの今後について質したのに対し、平成24年度までは業務委託をするが、平成25年度からは市直営で行う方向なので、平成24年度中に人員等も含め、検討・調整するとの答弁でありました。

以上が当委員会における審査の主な内容であります。

以上で、当委員会の審査報告を終わります。御審議よろしくお願い申し上げます。

○議長（西川泰弘君） それでは、委員長報告に対し、一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結します。

これより、ただいま議題となっております22議案について、討論を行います。

討論の通告がありますので、順次発言を許可します。

それでは、議案第33号についての反対討論。14番 石井 仁君の発言を許可いたします。

14番 石井 仁君。

14番（石井 仁君）（登壇） 議案第33号 紀の川市介護保険条例の一部改正に対して、反対の立場からの討論を行います。

市町村を保険者として、介護保険制度が導入されて12年が経過しました。この間、3

年ごとに事業計画が改定され、ことし4月からの3年間は第5期の事業計画の期間となります。この条例改正案は、第5期の紀の川市介護保険事業計画に基づき、平成24年度から平成26年度までの保険料を定めるものであります。3年間の総事業費を166億円と見込んで定められた介護保険料の基準額は、年額6万円として提案されています。

今回の改定では、前回の改定に引き続いて実質11段階の多段階設定をし、負担割合も低所得層への負担上昇を抑える内容となっています。準備基金の全額充当することも含め、与えられた制度設計の中ではよりベターな保険料の設定であるとは言えます。

しかし、それでも私が今回の保険料額の改定に対して反対の立場をとるのは、条例案で示される保険料額が高齢者の生活と所得実態から見たときに、重たい負担であるということに変わりがないからであります。例えば、第2段階では収入が国民年金だけの方もこの段階になりますが、国民年金を満額受給されている方でも月6万5,541円の年金収入に対し、2,900円の保険料となり、全収入の4.4%の負担となります。無収入の方もこの第2段階になりますから、無年金の方、無収入の方でも年間3万4,800円の負担を求めることとなります。

国保税の介護分なら、7割軽減対象で一人世帯で年間4,260円ですから、65歳以上になることで介護分だけで8倍の負担増となってしまいます。また、今回の改定では基準額が3,700円の増、6段階以上の方に対しては最大1万2,700円の増となっています。ここまで負担を求めてもそれでも基準額を上げざるを得なかったということは、65歳以上の方の負担に頼るという制度設計が既に限界に来ていることを示すものと考えます。収入がないか、極端に少ない人に対しても基準額の半分は負担を求めなければならないとする仕組み、事業費の21%を1号被保険者の保険料で賄うとする仕組みを改めていく必要があると考えます。

抜本的には国庫負担割合をふやすことが解決策だと考えますが、市も一般会計から独自の繰り入れをし、保険料負担を抑えるべきであると考えます。

以上で、本条例案に対する反対討論といたします。

○議長（西川泰弘君） 続いて、賛成討論の発言を許可いたします。

17番 今西敏文君。

○17番（今西敏文君）（登壇） 私は、議案第33号 紀の川市介護保険条例の一部改正について、賛成の立場で討論いたします。

今回の条例改正は、第5期紀の川市介護保険事業計画に基づき、保険料の改定等を行うもので、前期より保険料増額となっていますが、今後ふえ続けると予想される保険給付等を考えると、安定的に介護サービスを提供するためには、必要不可欠な改正であると考えます。

新聞報道によると、今回の改正による保険料は県下9市の中で2番目に低く、上昇率も前期に比べ6.6%と9市の中でも最小であり、県下30市町村の中でも4番目に低い率となっているところであり、被保険者に十分配慮した改正であると考えます。



また、低所得者を対象とした市独自の介護保険料率11段階を導入し、より個人の所得金額に応じた段階を設定していることや、保険料減免についても柔軟な改正がされていることを評価し、議案第33号に対する賛成討論といたします。

○議長（西川泰弘君） 次に議案第58号についての反対討論。

14番 石井 仁君の発言を許可いたします。

14番 石井 仁君。

14番（石井 仁君）（登壇） 議案第58号 平成24年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計予算に対する反対の討論を行います。

反対する理由の1点目は、保険税が加入者に耐えがたい負担になっているという点です。紀の川市の国保加入者が支払う国保税額は、最も加入者の多い被用者保険である協会健保と比べると、協会健保の加入者の給料が、例えば月額25万円、年収300万円の場合、年間の保険料負担は18万4,922円になりますが、国保税では同じ年収であっても、例えば40歳以上の夫婦と子ども二人、固定資産税5万円の家庭では35万900円の国保税になります。国保税額は、固定資産や家族の状況によって変化しますが、被用者保険と比べても大きな負担を強いられています。国保税の引き下げには、抜本的には国の負担割合を引き上げることが必要ですし、課税段階での税の申請減免について要綱が整備され、運用されていることは評価しますが、それと合わせて紀の川市は保険者として市独自の繰り入れを行うべきです。

2つ目の理由は、医療の受給権の前提となる保険証がすべての加入者に届けられていないということです。余りにも大きな負担であることから、税の滞納が生まれており、滞納世帯の中で、恒常的に150世帯の保険証が窓口にとめ置かれ、保険証が渡されていない状態が続いています。

厚生労働省は、平成21年12月、短期症の発行について一定期間、これを窓口で留保することはやむを得ないが、留保が長期間に及ぶことは望ましくないとする通知を出しています。税の滞納処分と医療の受給権保障とは分けて考えるべきであり、手元に保険証を届けることは保険者として最低限の役割だと考えます。

税負担の抜本的な軽減と保険証をきちんと届けるべきだということを指摘しまして、本会計予算に対する反対討論といたします。

○議長（西川泰弘君） 続いて、賛成討論の発言を許可いたします。

10番 高田英亮君。

○10番（高田英亮君）（登壇） 私は、議案第58号 平成24年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計予算について、賛成の立場で討論いたします。

国民健康保険は、我が国の医療保険制度の中核となる医療保険であり、市民の方が万一の病気やけがのとき、安心して医療を受けることができる保険として、また市民の医療の確保と健康の保持、増進に大きな役割を果たしています。

経済は依然として低迷が続いており、国民健康保険を取り巻く情勢は少子高齢化の急速

な進展や医療技術の高度化、生活習慣病の増加など、運営は極めて厳しい状況となっておりますが、保健制度の本来の目的を堅持しつつ、将来にわたって安定的に維持可能な運営にしていく必要があると思われま

このような状況の中、歳出に対する歳入の不足分を国民健康保険事業運営基金から繰り入れを行い、前年度に引き続き、保険税率を据え置いて被保険者の経済負担の軽減を図る努力が認められるとともに、被保険者の健康保持のため、特定健康診査や脳ドック助成事業などの保健事業にも積極的に取り組んでおり、国民健康保険の健全な財政運営ができることに一層の努力をされるよう要望し、議案第58号に対する私の賛成討論といたします。

○議長（西川泰弘君） 次に議案第60号についての反対討論。

14番 石井 仁君の発言を許可いたします。

14番 石井 仁君。

14番（石井 仁君）（登壇） 議案第60号 平成24年度紀の川市後期高齢者医療特別会計予算に対する反対討論を行います。

後期高齢者医療制度が始まって4年が経ち、2回目の保険料の改定が行われました。今回の改定では、現行より均等割額で622円高い4万3,271円、所得割は0.37ポイント引き上げ、8.28%となり、平均保険料額は2.77%値上げの5万1,128円となります。後期高齢者医療制度は、民主党政権が廃止の公約を守らずに継続され、今後、移行しようとする制度も現行制度と同様に年齢で線引きし、さらに国民健康保険の公益化などを同時に進めようとしていることで、2013年度からとっていた新制度移行の見通しも崩れているところです。

今回の保険料改定に当たり、広域連合は今期の剰余金見込み額の全額を投入しましたが、制度廃止の先行きが不透明として、県に積み立てられている経営安定化基金の投入は、約13億円の半額、6億5,146万円にとどめました。経営安定化基金をさらに取り崩すべきであると考えます。平成24年度からは、高齢者の社会保障は年金給付が引き下げられる一方で、介護保険料とこの後期高齢者医療制度の保険料の引き上げが行われることとなります。

安心して老後を送れる社会保障制度をつくっていくためには、受益者負担の仕組みに基づく医療費抑制路線の見直し、国庫負担をふやす方向で国民皆保険制度を守るべきであり、医療費の増加に対して、被保険者の負担増で賄おうとする現行制度を改めるべきという立場から、本会計予算に反対するものです。

○議長（西川泰弘君） 続いて、賛成討論の発言を許可いたします。

20番 坂本康隆君。

○20番（坂本康隆君）（登壇） 議案第60号 平成24年度紀の川市後期高齢者医療特別会計予算について、私は賛成の立場で討論をいたします。

国レベルでは、我が国は医療保険制度を取り巻く情勢として、急速な高齢化の進展、依然として回復しない社会経済の低迷の中、高齢者医療制度改革の協議が進められています

が、性急な廃止は高齢者の方々に不安を与えるだけでなく、医療の現場をはじめ、各事務手続等においても、混乱を招くことは必至であります。将来にわたり、国民皆保険制度を堅持し、平成24年度、保険料一人2,000円増額となっておりますが、安定的で持続可能なものとしていくためには、後期高齢者医療制度は必要なものと考え、平成24年度紀の川市後期高齢者医療特別会計予算について賛成いたします。

○議長（西川泰弘君） 次に議案第61号についての反対討論。

14番 石井 仁君の発言を許可いたします。

14番 石井 仁君。

14番（石井 仁君）（登壇） 議案第61号 平成24年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計予算について、反対討論を行います。

本予算は、先ほど議案第33号に対する討論でも述べましたが、第5期の事業計画を実施する1年めの予算であります。保険料設定を引き続き実質1段階とした点は評価しますが、それでも保険料の負担は被保険者にとって重たいものであります。受益者負担の考えに基づき、社会保障予算が抑えられている中で、必要な方にその人に合ったサービスが提供されるために、保険料負担とともに利用料の軽減など、市独自の施策が必要と考えます。

また、国の報酬改正では施設介護の報酬引き下げや、訪問介護の提供時間短縮などが行われ、これまで交付金で出ていた介護労働者の賃金引き上げ分が介護報酬に組み込まれるなど、サービス提供事業所の運営はより厳しくなります。介護報酬のほとんどは人件費であり、介護サービスの質の悪化が心配されるところです。

さらに、引き続き任意事業の中で、成年後見制度、家族介護医療費、紙おむつ購入助成金給付事業などが実施されますが、保険料を当てない形で事業化すべきものであると考えます。

以上の理由から、本改定に対して反対するものです。

○議長（西川泰弘君） 続いて、賛成討論の発言を許可いたします。

23番 村垣正造君。

○23番（村垣正造君）（登壇） 私は、議案第61号 平成24年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計予算について、賛成の立場から討論をさせていただきます。

平成24年度の予算は、第5期の紀の川市介護保険事業会計を踏まえたもので、保険料改定や基金の取り崩しにより歳入確保に努め、また歳出では安定した介護保険サービスを継続して実施していくための必要な費用を計上していると考えております。

介護保険事業は万全とはいえませんが、自助公助共助の立場から反対者との見解の相違としか言えません。今後、引き続き、介護保険制度の円滑な運営に努め、支援を必要としている高齢者をはじめ、市民にとって安心して住み続けられる制度となるよう努力されますことを期待して、私の賛成の討論といたします。

○議長（西川泰弘君） 以上で討論を終結いたします。

これより、順次採決を行います。

お諮りいたします。

議案第30号 紀の川市印鑑条例の一部改正については、委員長の報告は可決とするものです。

本案は委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（西川泰弘君） 続いて、お諮りいたします。

議案第31号 紀の川市ひとり親家庭医療費の支給に関する条例の一部改正については、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（西川泰弘君） 続いて、お諮りいたします。

議案第32号 紀の川市国民健康保険税条例の一部改正については、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（西川泰弘君） 続いて、議案第33号の採決を行います。

この採決は起立により行います。

お諮りいたします。

議案第33号 紀の川市介護保険条例の一部改正については、委員長の報告は可決とするものです。

本案は委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（西川泰弘君） 起立多数であります。

したがって議案第33号は原案のとおり可決いたしました。

---

○議長（西川泰弘君） 続いて、お諮りいたします。

議案第36号 紀の川市水道事業の設置等に関する条例及び紀の川市河北河南水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告は可決とするものです。

本案は委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（西川泰弘君） 続いて、お諮りいたします。

議案第37号 紀の川市簡易水道事業設置条例の一部改正については、委員長の報告は可決とするものです。

本案は委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（西川泰弘君） 続いて、お諮りいたします。

議案第38号 紀の川市簡易水道事業給水条例の一部改正については、委員長の報告は可決とするものです。

本案は委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（西川泰弘君） 続いて、お諮りいたします。

議案第43号 平成23年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）については、委員長の報告は可決とするものです。

本案は委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（西川泰弘君） 続いて、お諮りいたします。

議案第44号 平成23年度紀の川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、委員長の報告は可決とするものです。

本案は委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（西川泰弘君） 続いて、お諮りいたします。

議案第45号 平成23年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）については、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（西川泰弘君） 続いて、お諮りいたします。

議案第49号 平成23年度紀の川市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）については、委員長の報告は可決とするものです。

本案は委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（西川泰弘君） 続いて、お諮りいたします。

議案第53号 平成23年度紀の川市水道事業会計補正予算（第2号）については、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（西川泰弘君） 続いて、お諮りいたします。

議案第54号 平成23年度紀の川市工業用水道事業会計補正予算（第1号）については、委員長の報告は可決とするものです。

本案は委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（西川泰弘君） 続いて、議案第58号の採決を行います。

この採決は起立により行います。

お諮りいたします。

議案第58号 平成24年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計予算については、委員長の報告は可決とするものです。

本案は委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（西川泰弘君） 起立多数であります。

したがって議案第58号は原案のとおり可決いたしました。

---

○議長（西川泰弘君） 続いて、お諮りいたします。

議案第59号 平成24年度紀の川市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算については、委員長の報告は可決とするものです。

本案は委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（西川泰弘君） 続いて、議案第60号の採決を行います。

この採決は起立により行います。

お諮りいたします。

議案第60号 平成24年度紀の川市後期高齢者医療特別会計予算については、委員長の報告は可決とするものです。

本案は委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（西川泰弘君） 起立多数であります。

したがって議案第60号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（西川泰弘君） 続いて、議案第61号の採決を行います。

この採決は起立により行います。

お諮りいたします。

議案第61号 平成24年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計予算については、委員長の報告は可決とするものです。

本案は委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（西川泰弘君） 起立多数であります。

したがって議案第61号は原案のとおり可決されました。

○議長（西川泰弘君） 続いて、お諮りいたします。

議案第65号 平成24年度紀の川市簡易水道事業特別会計予算については、委員長の報告は可決とするものです。

本案は委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（西川泰弘君） 続いて、お諮りいたします。

議案第77号 平成24年度紀の川市水道事業会計予算については、委員長の報告は可決とするものです。

本案は委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（西川泰弘君） 続いて、お諮りいたします。

議案第78号 平成24年度紀の川市工業用水道事業会計予算については、委員長の報告は可決とするものです。

本案は委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（西川泰弘君） 続いて、お諮りいたします。

議案第80号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更については、委員長の報告は可決とするものです。

本案は委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（西川泰弘君） 続いて、お諮りいたします。

議案第81号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定については、委員長の報告は可決とするものです。



本案は委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

---

日程第5 議案第34号 平成24年度紀の川市営住宅条例の一部改正について から  
議案第79号 土地の処分について まで

---

○議長（西川泰弘君） 続きまして、日程第5、議案第34号 紀の川市営住宅条例の一部改正についてから、議案第79号 土地の処分についてまでの25議案を一括議題といたします。

それでは、ただいま議題といたしました25議案については、過日の本会議において産業建設常任委員会に審査を付託していたものであります。

産業建設常任委員会委員長より、審査報告書が提出され、お手元に配付しておりますので、委員長に審査結果の報告を求めます。

6番 阪中 晃君。

○6番（阪中 晃君）（登壇） 産業建設常任委員会における審査経過並びに結果について、御報告いたします。

当委員会に付託されました25議案について、3月15日、市役所南別館3階大会議室において、全委員の出席を得て開催し、当局から付託された案件について説明を聴取した後、審査を行いました。審議の結果、当委員会に付託されました議案については、すべて全会一致をもって原案のとおり可決しております。

委員会における質疑の主なものは次のとおりです。

議案第46号 平成23年度紀の川市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）については、歳入の3款1項1目下水道事業費国庫補助金の社会資本整備総合交付金が減額となった理由はと質したのに対し、平成22年度から交付金制度となったが、予算額に対し平成22年度が12.5%のカット、今回は20%がカットされている。これは東日本大震災の影響もあると考えられ、交付金は今後も厳しさが予想されるとの答弁でした。

次に、議案第50号 平成23年度紀の川市池田財産区特別会計補正予算（第2号）については、池田財産区と田中財産区で支出している打田中学校備品購入補助金は、何を購入したのか質したのに対し、電子黒板3台、タブレットパソコン3台、楽器でユーフォニウム、フレンチホルン、クラリネットとの答弁でした。

次に、議案第56号 平成24年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算については、起債残高と償還期限はいつか、またこれから不納欠損や権利放棄などの心配はないのかと質したのに対し、起債残高は平成24年度末では4,566万6,456円に

なり、償還期限は平成33年度までとの答弁でした。

また、貸付金の改修は指導員を雇用し、課員と戸別訪問し、改修に努めているとの答弁でした。

次に、議案第62号 平成24年度紀の川市公共下水道事業特別会計予算については、歳出の2款1項2目流域下水道事業の処理場周辺地域整備事業の事業費の合計額を質したのに対し、処理場周辺整備事業費は2市の負担が14億円で、紀の川市が8億4,000万円を負担するとの答弁でした。

また、平成24年度、事業箇所を質したのに対し、貴志川地区4カ所、桃山地区4カ所、打田地区3カ所、粉河地区2カ所、那賀地区2カ所の計15カ所との答弁でした。

以上が主な質疑です。

以上で、当委員会の審査報告を終わります。

○議長（西川泰弘君） それでは、委員長の報告に対し、一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結します。

これより、ただいま議題となっております25議案について、討論を行います。

ただいま議題となっております25議案について、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

それでは順次採決を行います。

お諮りいたします。

議案第34号 紀の川市営住宅条例の一部改正については、委員長の報告は可決とするものです。

本案は委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって議案第34号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（西川泰弘君） 続いて、お諮りいたします。

議案第35号 紀の川市下水道排水設備指定工事店条例の一部改正については、委員長の報告は可決とするものです。

本案は委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（西川泰弘君） 続いて、お諮りいたします。

議案第42号 平成23年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）については、委員長の報告は可決とするものです。

本案は委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（西川泰弘君） 続いて、お諮りいたします。

議案第46号 平成23年度紀の川市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）については、委員長の報告は可決とするものです。

本案は委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（西川泰弘君） 続いて、お諮りいたします。

議案第47号 平成23年度紀の川市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）については、委員長の報告は可決とするものです。

本案は委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（西川泰弘君） 続いて、お諮りいたします。

議案第48号 平成23年度紀の川市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）については、委員長の報告は可決とするものです。

本案は委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（西川泰弘君） 次に、議案第50号 平成23年度紀の川市池田財産区特別会計補正予算（第2号）についてから、議案第52号 平成23年度紀の川市最上、神田、市場、元財産区特別会計補正予算（第2号）についてまでの3議案について、一括して採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 御異議がないようですので、一括して採決を行います。

それでは、お諮りいたします。

議案第50号から議案第52号までの3議案については、委員長の報告は可決とするものです。

本3議案については委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号から議案第52号までの3議案については原案のとおり可決されました。

---

○議長（西川泰弘君） 続いて、お諮りいたします。

議案第56号 平成24年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算については、委員長の報告は可決とするものです。

本案は委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（西川泰弘君） 続いて、お諮りいたします。

議案第62号 平成24年度紀の川市公共下水道事業特別会計予算については、委員長の報告は可決とするものです。

本案は委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（西川泰弘君） 続いて、お諮りいたします。

議案第63号 平成24年度紀の川市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算については、委員長の報告は可決とするものです。

本案は委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（西川泰弘君） 続いて、お諮りいたします。

議案第64号 平成24年度紀の川市農業集落排水事業特別会計予算については、委員長の報告は可決とするものです。

本案は委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（西川泰弘君） 続いて、お諮りいたします。

議案第66号 平成24年度紀の川市池田財産区特別会計予算についてから、議案第76号 平成24年度紀の川市平池財産区特別会計予算についてまでの11議案については、一括して採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 御異議がないようですので、一括して採決を行います。

それでは、お諮りいたします。

議案第66号から議案第76号までの11議案については、委員長の報告は可決とするものです。

本11議案については委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第66号から議案第76号までの11議案については原案のとおり可決されました。

---

○議長（西川泰弘君） 続いて、お諮りいたします。

議案第79号 土地の処分については、委員長の報告は可決とするものです。

本案は委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

---

日程第6 議案第41号 平成23年度紀の川市一般会計補正予算（第5号）について

---

○議長（西川泰弘君） 続きまして、日程第6、議案第41号 平成23年度紀の川市一般会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

本案についても、過日の本会議においてそれぞれ所管の常任委員会に審査を付託したものであります。

各常任委員会委員長より、審査報告書が提出され、お手元に配付しておりますので、委員長にそれぞれ審査結果の報告を求めます。

はじめに、総務文教常任委員会委員長の報告を求めます。

16番 井沼武彦君。

○16番（井沼武彦君）（登壇）では、総務文教常任委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

当委員会に付託されました議案第41号 平成23年度紀の川市一般会計補正予算（第5号）のうち、所管部分について、委員会は去る3月13日、南別館3階大会議室において、全委員の出席を得て開催し、審査を行いました。

慎重審議の結果、議案第41号のうち、本委員会の所管の部分については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しております。

委員会における質疑の主なものは次のとおりであります。

まず、2款総務費、1項総務管理費、9目交通政策費において、地域巡回バス、粉河熊取線の利用が少ない中、今後、高齢化や本庁業務の開始に対し、市民の利用促進を政策的にどのように展開していくのかと質したのに対し、各バスの利用低迷においては現状を打破する手だてを模索しているが、厳しい状況である。熊取バスにおいては、大型スーパーなどの路線開発も考えているが、大阪府の許可であり、検討課題である。また、地域巡回バスについては、国において補助金を検討され、期待しているとの答弁でした。

次に、13目電算管理費委託料において、大幅な減の理由とはと質したのに対して、平成23年度新システム導入においてはハードウェアの保守が1年間無償となったための予算減である。また、開発委託料においても予算要求時には機能要件が整わず、経費を見込んでいたが、その後プロポーザル方式において決定した業者との契約要件に盛り込み、減となった。構築委託料においても、優先交渉権者との交渉において減となったとの答弁でした。

次に、9款消防費、1項消防費、5目水防費において、樋門の操作作業は基本料金があり、出動回数において増額となるのかと質したのに対し、基本的なものは当初予算で計上し、出動した場合は追加となるとの答弁でした。

次に、委託先は個人であるのかと質したのに対し、操作員は個人もあるし、地元消防団もある。また、個人の場合は複数名との契約となっているとの答弁でした。

また、樋門と排水機場は市内に何カ所あるのかと質したのに対し、国交省の所管の樋門は30、市管理樋門は15、市管理の排水機場は7カ所との答弁でした。

10款教育費、2項小学校費、1目23節国庫支出金返還金については、国庫負担金が補助金か、また返還となった理由と質したのに対し、これは総合負担金であり、返還の経緯は複式学級の上名手小学校を名手小学校に統合するという申請を行っていたが、期限の平成23年4月1日の統合が実施できず、返還となったとの答弁でした。

以上で当委員会の審査報告を終わります。御審議よろしく申し上げます。

○議長（西川泰弘君） 続いて、厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

11番 寺西健次君。

○11番（寺西健次君）（登壇） 厚生常任委員会における審査の経過並びに結果について、報告いたします。

当委員会に付託されました議案第41号 平成23年度紀の川市一般会計補正予算（第5号）についてのうち、本委員会の所管部分について、委員会は去る3月14日、南別館3階大会議室において、委員7名の出席を得て開催し、当局より付託案件についての説明を聴取した後、審査を行いました。

慎重審議の結果、議案第41号のうち、委員会の所管部分については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

委員会における質疑の主なものは次のとおりであります。

まず、3款民生費、1項社会福祉費、5目老人福祉費、8節の長寿祝い金が減額であるが、対象者に何を渡したのかと質したのに対し、減額の理由は対象者の転出、死亡によるものである。長寿祝い金として88歳の方に1万円のプレミアム商品券、99歳の方に2万円のプレミアム商品券、100歳の方には現金10万円と5,000円相当の記念品、101歳以上の方全員には1万円相当の記念品を渡したとの答弁でした。

次に、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、13節放課後児童健全育成事業委託料398万5,000円減額の理由を質したのに対し、土曜日の利用が少なかったため人件費に相当する額を減額するとの答弁でした。

次に、4款衛生費、1項保健衛生費、6目環境衛生費、19節浄化槽設置整備事業補助金2,638万4,000円減額の理由を質したのに対し、当初、275件の申請を見込んでいたが、24年3月時点で申請件数が207件のため、減額するとの答弁でありました。

以上が当委員会における審査の主な内容であります。

以上で、当委員会の審査報告を終わります。御審議よろしくお願い申し上げます。

○議長（西川泰弘君） 続いて、産業建設常任委員会委員長の報告を求めます。

6番 阪中 晃君。

○6番（阪中 晃君）（登壇） 産業建設常任委員会における審査の経過並びに結果について、報告いたします。

当委員会に付託された議案第41号 平成23年度紀の川市一般会計補正予算（第5号）のうち、本委員会の所管部分について、委員会は、3月15日、市役所南別館3階大会議室において、全委員の出席を得て開催し、審査を行いました。審議の結果、議案第41号のうち当委員会の所管の部分については、全会一致で原案のとおり可決しております。

委員会における質疑の主なものは次のとおりです。

まず、6款1項3目農業振興費の調査業務委託料の20万円が全額減額されている理由を質したのに対し、農地法により農業委員会では土地利用状況調査を毎年行っているため、

農業委員、協力委員の方に空き家調査も同時をお願いした。農業委員、協力委員には、これ以外に耕作放棄地の現地調査において、国の農地制度円滑実施補助金の申請もしているため、調査費を減額したとの答弁でした。

調査をされる農業委員、協力委員に国からの補助金の裏づけがあることがわかっていて、予算を組んだのかと質したのに対し、当初予算では委託先が決まっていなかった。農林商工部と農業委員会で協議し、地元の状況に精通している方ということで急遽お願いすることになったとの答弁でした。

次に、6款1項10目農業施設整備費小水力発電推進補助金が減額されているが、この事業の今後の見通しを質したのに対し、この事業は県で保留している。地元同意が得られれば、県とタイアップして進めたいとの答弁でした。

次に、12目小規模土地改良事業について、予定していた事業は完了したのかと質したのに対し、当初、5地区を予定しており、3地区で実施済みで残りの海神池は、国庫補助事業で施工することにし、貴志川町丸栖の奥の池は、応急処置で漏水がとまっているため、現在、様子を見ているとの答弁でした。

次に、11目土地改良事業の備品購入費のポンプ車2台の内容を質したのに対し、1台が1分間に20立方メートルをくみ取れる排水ポンプ車、もう1台は1分間に10立方メートルくみ取れる排水ポンプ車を購入するとの答弁でした。また、ポンプ車の購入時期と配置場所を質したのに対し、4月に入札を行い、納車は8月か9月ごろになる。設置場所は本庁へ置き、早急に対応できる体制を取りたいとの答弁でした。

次に、6款2項2目林業振興費の森林病虫害防除委託料の減額内容を質したのに対し、松くい虫の防除で、鎌垣財産区と竜王財産区内の散布の費用で、減額の理由は当初見込みより松枯れが少なかったためとの答弁でした。

次に、8款1項2目地籍調査費の委託料を1,426万3,000円を減額しているが、計画どおり測量が終わっているのか質したのに対し、今回は県補助金が要求額よりは8%カットされたための減額ですが、9地区の現地調査、粗図作成などを行うなど、当初見込みどおりの事業を実施しているとの答弁でした。

以上が主な質疑です。

以上で、当委員会の審査報告を終わります。

○議長（西川泰弘君） 以上で、各常任委員長の報告が終了いたしました。

これより質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結いたします。

それでは、ただいま議題となっております議案について討論を行います。



ただいま議題となっております議案については、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

それでは採決を行います。

この採決は起立により行います。

お諮りいたします。

議案第41号 平成23年度紀の川市一般会計補正予算（第5号）については、各委員長報告は可決とするものです。

本案は各委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（西川泰弘君） 起立多数であります。

したがって議案第41号は原案のとおり可決いたしました。

- 
- 日程第7 請願第1号 「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」の法制化を求める意見書提出に関する請願について
- 請願第2号 子ども・子育て新システム導入に反対し、現行保育制度の拡充を求める意見書提出を求める請願書
- 請願第3号 自校給食の存続と、学校給食センターを建設する場合は、せめて旧町単位に建設することを求める請願書
- 

○議長（西川泰弘君） 続きまして、日程第7、請願第1号 「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」の法制化を求める意見書提出に関する請願について、請願第2号 子ども・子育て新システム導入に反対し、現行保育制度の拡充を求める意見書提出を求める請願書、請願第3号 自校給食の存続と、学校給食センターを建設する場合は、せめて旧町単位に建設することを求める請願書の請願3件を議題といたします。

本案は、過日の本会議においてそれぞれ所管の常任委員会に審査を付託していたものであります。

各常任委員会委員長より請願審査報告書が提出され、お手元に配付しておりますので、委員長にそれぞれ審査結果の報告を求めます。

はじめに、厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

11番 寺西健次君。

○11番（寺西健次君）（登壇） 厚生常任委員会における審査の経過並びに結果について、報告いたします。

当委員会に付託されました請願第1号 「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」の法制化を求める意見書提出に関する請願について、請願第2号 子ども・子育て新システム導入に反対し、現行保育制度の拡充を求める意見書提出を求める請願書の請願2件について、3月14日、市役所南別館3階大会議室において、それぞれ7名の委員の

出席を得て委員会を開催し、紹介議員及び執行部から説明を受けた後、審査を行いました。

慎重審議の結果、請願第1号については全会一致で採択すべきもの、請願第2号については賛成多数で継続審査すべきものと決定しております。

お手元に配付の請願審査報告書と継続審査申出書をごらんください。

まず、請願第1号については、国内の精神疾患患者数は320万人を超えと言われていたが、精神疾患の認定申請は本人がちゅうちょしがちなので、本当の数字はあらわれにくい。また、国内自殺者が毎年3万人を超える中、その9割の方が何らかのころの病にかかっていると聞く。和歌山県でも平成22年には約250名が自殺しているの、早急な法整備が必要と考えるなど、意見が出されました。

次に、請願第2号については、継続審査にはしないで、すぐに請願を採択し、国に対し意見をいうべきという意見もありましたが、国が制度案を示したばかりで、今後、内容修正される可能性があり、この請願は継続審査として、しばらく国の動きや法案内容の調査、研究が必要であろうという継続審査とすべきとの意見が多数でありました。

以上が当委員会における審査の主な内容であります。

以上で、当委員会の審査報告を終わります。御審議よろしくお願い申し上げます。

○議長（西川泰弘君） 次に、総務文教常任委員会委員長の報告を求めます。

16番 井沼武彦君。

○16番（井沼武彦君）（登壇） 総務文教常任委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

当委員会に付託されました請願第3号 自校給食の存続と、学校給食センターを建設する場合は、せめて旧町単位に建設することを求める請願書について、委員会は去る3月13日、南別館3階大会議室において全委員の出席を得て開催し、審査を行いました。

慎重審議の結果、請願第3号については、賛成少数で不採決とすべきものと決定しております。

お手元に配付してあります請願審査報告書をごらんください。

委員会の意見は、学校給食施設については、調理環境、施設の整備及び運営費用、児童数等を考慮し、広域でセンター方式が望ましいため、請願については妥当ではない。

なお、教育委員会が「学校給食のあり方検討委員会」からの答申を受けてから、その後、給食センターの方針決定までの経緯について、議会に対して説明が十分でなかった。また、学校給食センター基本構想が給食センター建設候補地の報告のあとに策定されている点もあり、今後は計画段階における十分な検討と議会に対する十分な説明を望みたい。

審査の結果は不採択すべきものと決しています。

以上で審査報告を終わります。御審議よろしくお願い申し上げます。

○議長（西川泰弘君） 以上で、各常任委員長の報告が終了いたしました。

これより質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結いたします。

それでは、ただいま議題となっております請願3件について討論を行います。

討論の通告がありますので、これを許可いたします。

まず、請願第3号については、委員長の報告は不採択となっておりますので、まず採択に賛成討論を4番 石井 仁君の発言を許可いたします。

14番 石井 仁君。

14番（石井 仁君）（登壇） 請願第3号 自校給食の存続と、学校給食センターを建設する場合は、せめて旧町単位に建設することを求める請願書を採択すべきとの立場から、討論を行います。

この請願が議会に提出されるまでも自校給食の存続を求める保護者の願いは、打田中学校のPTAから市長に、教育長には打田中学校の自校給食を守る会から4,461人分の署名として示されてきました。自校給食を守る会が行った田中小学校前での保護者アンケートでは、91%の方が自校方式がいいと答えています。

こうした世論がある中で、紀の川市は望ましい学校給食のあり方検討委員会をわずか4回、1カ月半の議論で答申を求め、センター方式に統一する方針を打ち出しました。そこには、保護者や子どもたちに対する意向調査を行うことも、検討委員会を公開することもなく、結論だけがPTA総会で説明される。しかも質疑もない一方通行の報告で終わった学校もあります。決して保護者がセンター方式での統一を理解する状況はつくられていません。

そもそも、紀の川市内の学校給食は、学校給食法が施行される以前から保護者や先生方の手によってはじめられたところもあり、古くは昭和29年から西貴志小学校で自校調理で開始されるなど、多くの学校で昭和30年代から自校調理で実施されてきました。半世紀にわたる自校給食の歴史は、当初の国民の食生活の改善への寄与から食育の推進という学校給食法の発展とともに、旧町時代から各学校の給食文化として成立しています。歴代の調理員さんから現在の調理員さんまでその技術や作り手の心意気が継承され、食材を納入する業者さんも自校給食を支えてきました。

自校給食のよさは食育の観点からも、あり方検討委員会やセンター方式化を決めた教育委員会の議論の中でも確認されていることでもあり、請願者が求める自校給食の存続はこれまでどおり作り手の顔が見える、調理したての給食を続けてほしいというごく自然で、最低限の要望であります。

さらに請願は、給食センターを建設する場合はせめて旧町単位に建設することを求められています。現在、計画されているのは旧3町、11学校分の4,000食対応のセンターですが、規模とエリアが大きくなれば、地元食材の調達にも、学校行事への対応にも細

やかさや機動力は失われていきます。食中毒が起こった場合の被害規模も大きくなり、請願書でも述べられているように、学校が避難所となるような災害時の食事供給機能も手放すこととなります。センター化するなら、せめて旧町単位で、この要望はセンター化という方針が出される中での保護者の、文字どおりせめてもの期待であります。

議員の皆さんの保護者の願いに心を寄せる判断をお願いいたしまして、請願に賛成の立場からの討論といたします。

○議長（西川泰弘君） 続いて、採択に反対の討論の発言を許可いたします。

7番 松本哲茂君。

7番（松本哲茂君）（登壇） 私は、ただいま議題となっております請願第3号について、反対の立場から討論を行います。

紀の川市の学校給食については、紀の川市の望ましい学校給食のあり方検討委員会の答申を受け、調理環境等を考慮し、総合的に判断した結果、紀の川市の学校給食はセンター方式で統一することと決定され、本年1月には紀の川市学校給食センター基本構想が策定されています。安心・安全な給食は、だれもが願うところであります。「食育のまち」宣言のもと、学校給食においてもその理念に沿った学校給食が展開されるものと考えるところです。

また、厳しい財政状況の中、センター方式は最小の費用で最大の効果を期待できるものと考え、請願第3号に対する私の反対討論といたします。

○議長（西川泰弘君） 以上で討論を終結いたします。

○議長（西川泰弘君） それでは、これより順次採決を行います。

まず、請願第1号の採決を行います。

お諮りいたします。

請願第1号 「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」の法制化を求める意見書提出に関する請願については、委員長報告は採択とするものであります。

本請願は委員長報告のとおり、採択することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第1号は採択することに決しました。

---

○議長（西川泰弘君） 続きまして、請願第2号の採決を行います。

この採決は、起立により行います。

お諮りいたします。

請願第2号 子ども・子育て新システム導入に反対し、現行保育制度の拡充を求める意見書提出を求める請願書は、厚生常任委員会委員長より継続審査の申し出があります。

本請願は委員長申し出のとおり、継続審査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（西川泰弘君） 起立多数であります。

したがって、請願第2号は継続審査をすることに決しました。

○議長（西川泰弘君） 続いて、請願第3号の採決を行います。

この採決は、起立により行います。

お諮りいたします。

請願第3号 自校給食の存続と、学校給食センターを建設する場合は、せめて旧町単位に建設することを求める請願書は、委員長の報告は不採択とするものです。

本請願は委員長報告では不採択ですが、採択についてお諮りいたします。

本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立少数〕

○議長（西川泰弘君） 起立少数であります。

したがって、請願第3号は不採択とすることに決しました。

---

日程第8 委員会提出議案第1号 「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」  
の法制化を求める意見書について

---

○議長（西川泰弘君） 次に、日程第8、委員会提出議案第1号 「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」の法制化を求める意見書を議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

厚生常任委員会委員長 寺西健次君。

○11番（寺西健次君）（登壇） ただいま、議長から指名がございましたので、委員会提出議案第1号 「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」の制定を求める意見書の提案理由を説明いたします。

提出者は、厚生常任委員会委員長、寺西でございます。

本議案は、厚生常任委員会として全会一致で提案することと決しましたので、委員会提出議案として提案しています。

提案理由ですが、現在、我が国では精神疾患患者は320万人以上と言われておりますが、認定手続をちゅうちょされる方も多く、実際はもっと多くの方が罹患されていると考えます。また、年間3万人を超える自殺者がありますが、そのうち9割の方は何らかの精神疾患に罹患していると言われております。

このように、こころの病は年々深刻化しておりますが、まだまだ福祉制度が充実していない状況であります。そこで、国に対し、国民の心の健康を図るこころの健康を守り、推進する基本法の早期制定を求めるため、意見書を提出するものです。

なお、提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、社会保障・税の一体改革担当大臣です。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（西川泰弘君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております委員会提出議案第1号については、会議規則第37条第2項の規定により、直ちに質疑、討論、採決を行います。

それでは、ただいま提案理由の説明を受けました委員会提出議案第1号に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 質疑なしと認めます。

それでは質疑を終結いたします。

これより討論を行います。委員会提出議案第1号について、討論はありませんか。

〔「討論なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 討論なしと認めます。

それでは討論を終結いたします。

それでは採決を行います。

お諮りいたします。

委員会提出議案第1号 「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」の法制化を求める意見書は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、委員会提出議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第9 閉会中の継続審査及び調査の申し出について

---

○議長（西川泰弘君） 続いて、日程第9、閉会中の継続審査及び調査の申し出についてを議題といたします。

議会運営委員長及び各常任委員長からそれぞれ会議規則第104条の規定により、お手元に配付の写しのとおり、閉会中も審査及び調査を継続いたしたい旨の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり、それぞれの委員会において閉会中も審査及び調査を継続することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長の申し出のとおり、それぞれの委員会において閉会中も審査及び調査を継続することに決しました。

○議長（西川泰弘君） 以上をもちまして、本定例会に付議されました案件はすべて終了いたしました。

それでは、市長から閉会に当たって発言を求められておりますので、これを許可いたします。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 平成24年度第1回の議会終了にあたって、御礼とお願いを申し上げたいと思います。

長期間にわたり、各付託されました案件等、十分御審議をいただき、提案させていただきました平成24年度の当初予算、お認めをいただきました。財政状況、非常に厳しい時期ではございますけれども、合併して6年目を迎え、5町合併してよかったなど言ってもらえる基礎を10年間の間に何とかしていきたいということの中で計画を立て、また長期総合計画に基づいて計画を進めていく中で、前倒しでやっていくような事業もございます。いろいろ御意見等々があろうかと思いますが、後ろ向きに進めるということではなしに、前向きに進めていきたい。皆さん方の御理解を得ているところであります。

ただ、提案させていただきました予算につきましては、お認めをいただきましたが、無駄のないように、また節約できる部分については節約をしながら十分頑張っていくということで、御理解をいただきたいと思います。

まだ寒い日が続いておりますけれども、桃の開花、桜の花の開花も1週間以上おくれるのではないかとされておりまして。ことし1年、議会の皆さん方とともに、きょう、お認めをいただきました予算に基づいて、紀の川市づくりと一緒に頑張っていきたくて思っておりますので、議員各位におかれましては十分からだに御自愛をいただき、一緒になって紀の川市づくりに頑張っていただけますように心からお願いを申し上げて、御礼とお願いのごあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（西川泰弘君） それでは、平成24年第1回紀の川市議会定例会の閉会に当たり、私からも一言ごあいさつを申し上げます。

去る2月24日に開会し、本日で29日間にわたり慎重審査をいただき、また議会運営につきましても御協力をいただき、まことにありがとうございました。

おかげをもちまして、本日無事終了することができました。

昨年、東日本大震災以来、世の中の空気も重く、またことしの冬は殊のほか寒く感じられ、風邪をひかれてる方もいらっしゃるんじゃないかと心配しております。

花の便りはまだ届きませんが、彼岸も過ぎ、春めいた気候となってまいりました。私たち議員も今期の折り返し地点を過ぎ、議員活動をますます活発に行い、紀の川市の活性化のために努めたいと思っております。

季節の変わり目、議員各位におかれましてはより一層おからだを御自愛いただき、議員

活動に御精励いただきますよう御祈念申し上げ、閉会のあいさついたします。

これで、本日の日程はすべて終了いたしました。会議を閉じます。

それでは、これもちまして平成24年2月24日召集の平成24年第1回紀の川市議会定例会を閉会いたします。

御苦勞さんでした。

（閉会 午後 0時15分）



地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

紀の川市議会議長

同 署名議員

同 署名議員